

「生成AIプリンシプル・コード(仮称)(案)」に関する意見

2026年4月24日
一般社団法人日本レコード協会

1. 基本的な考え方について

- 権利者や利用者にとって安心・安全な生成AIの利活用を進めていくために「生成AI事業者が行うべき透明性の確保や知的財産権保護のための措置の原則」を定めるとの基本的な方針に賛成
- 本コードが、国内の生成AI事業者のほか、日本向けにビジネス展開している海外の生成AI事業者にも等しく適用されるところの考え方は、生成AIシステムや生成AIサービスがボーダレスで提供されている実態に即したものであり、国内外の生成AI事業者に広く周知し、実効性を確保することが肝要
- EU AI法では、リスク管理及び透明性確保の取組みについて法的義務付けがなされているが、本コード策定後に国内外の生成AI事業者の取組み状況を検証し、実効性の確保が課題として顕在化する場合は、制度的な義務付けという選択肢も検討すべき

2. 本コードが掲げる各原則について①

「原則1」に関する事項

(1) 透明性確保のための措置

生成AIシステム又はサービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等に関するトレーサビリティを確保するため、学習・検証データの記録方法、頻度、保存期間等に関する事項も明記されたい。

(2) 知的財産権保護のための措置

狭義の知的財産権に限られるものではなく、判例で認められている権利(肖像権・パブリシティ権など)や民法・不正競争防止法など、知的財産権の周辺領域で保護される法的利益も含むことを明記されたい。

上記の他、ディープフェイクの生成AIシステムについては、コンテンツが人工的に生成されたことの表示が必要であることにも言及されたい。

「原則2」「原則3」に関する事項

列挙されていない事項であっても、法的救済の実現や法令遵守といった正当な理由が求められる限りは開示要求が可能であることを追記いただきたい。

2. 本コードが掲げる各原則について②

営業秘密を理由とする不開示の懸念

- 「原則1」から「原則3」までの各原則は、いずれも、営業秘密に該当すると考えられる場合に開示を強制するものではないとの前提に立脚しているが、営業秘密を理由とする開示内容の空疎化が危惧
- 生成AI事業者による営業秘密の該否判断がブラックボックス化することのないよう、生成AI事業者においては、各開示項目のビジネス上の重要度のみならず、権利保護の要請も勘案しながら、きめ細かく開示内容の粒度を検討すべき

【参考】IFPI(国際レコード産業連盟)の提出意見概要

意見箇所	意見概要
総論	<p>プリンシプル・コード案は、AIシステムの透明性を確保し、創作活動と著作権を尊重する信頼性のあるAIの開発を推進していくものとして賛意を表す。生成AIモデル・システムの開発者・提供者が日本に上市する場合は、事業所の所在に関係なくプリンシプル・コードの順守を担保することによって競争上の平等性を確保する必要がある。</p> <p>レコード産業にとって、本コードの目的達成に必要な事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)本コードの強制力確保(2)権利者自らによる権利行使・執行を可能とする程度の透明性確保<ul style="list-style-type: none">①学習に用いられたコンテンツ情報(アーティスト名・楽曲タイトル・ISRCなどの細目)②学習に用いられたコンテンツの入手先情報(URLなど)③コンテンツ取得の日時情報 <p>透明性の確保は、権利行使のためだけではなく、特定のコンテンツを使用することによって生じるバイアス・差別のリスクをチェックし、事業者とユーザーが共に信頼しあえるようにするためにも重要である。</p>
「原則1」	<p>次の事項について、海外のAI事業者の取組みも参考にしながら、情報開示の粒度を高めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)個々の学習データのメタデータ(2)ドメイン内の全コンテンツを学習している場合を除き、学習データの取得先URL(3)学習データの取得時刻(4)クローラーの運営・責任主体 <p>また、海賊版サイトのクローリングは認められないことを明示いただくほか、権利侵害コンテンツの生成を防止する効果的手段の実装を義務付けられたい。</p>

【参考】IFPI(国際レコード産業連盟)の提出意見概要(続き)

意見箇所	意見概要
「原則2」 「原則3」	<p>「原則2」「原則3」に規定されている事項の情報開示は権利者による権利行使に資するものであり賛成だが、以下の点に留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 正当な利益を有する権利者が学習用データの全記録を取得できるように担保 (海外の生成AI事業者の取組みを考慮すれば実施可能であり、原案にある「生成AI事業者において容易にアクセス及び確認可能なものに限る。」との記述を削除するのが適当)(2) 開示請求に対する手数料設定・請求ボリューム制限の禁止(3) 開示請求への迅速な対応の義務付け
本コードの例外	<p>オープンソフトウェアを使用するAI事業者についても、「原則1」「原則2」「原則3」に掲げる情報の開示義務付けが必要である。(EU AI法はオープンソフトウェアを使用するAIモデルについて一定の免責を定めているが、学習データの記録保持・開示は免責対象外である。)</p>